

欧米諸国の建設労働環境・条件について

研究第一部 勝山 浩利

1. 背景・目的

我が国の建設産業は、団塊世代の引退に加えて、90年代初頭のバブル崩壊以降、長引いた建設不況が若手技術者/建設労務者の参入および育成を阻害してきた。そのため、昨今の急激な市場環境の変化に対して人材不足が顕在化しているなか、建設業の生産性の向上や経営/労働環境の改善を通じた業界の育成を進める必要がある。

本稿では、欧米主要国の建設技能労働者の労働環境および条件についての概況と、米国の基準賃金制度等について報告する。

2. 調査結果

(1) 欧米の概況

a. 労働協約

欧米各国では労働者が業界横断的な労働組合を通じて結束することで、雇用主に対して一定の賃金水準や休日の確保を認めさせる仕組みが定着している。

賃金水準や休日の扱いを含めた労働条件を「労働協約」として文書化し、雇用主を代表する業界団体と、技能労働者を代表する労働組合の間で合意することで、技能労働者の権利が守られる。

各国の労働協約の適用範囲や定められた内容を担保する仕組みは、各国で少しずつ異なる(表 1)。

b. 賃金水準

欧米各国では産業別労働協約に職種や技能労働者の熟練度(4~6段階程度)に応じた賃金表(時間給)が掲載される。公共のみならず民間の建設工事でも適用される。

調査対象となった4カ国(米、英、仏、独)全てで、最低賃金法に基づく最低賃金水準が設定されているが、労働協約内の賃金水準は最低賃金法の水準よりも高く設定されている(表 2)。

表 2 各国の賃金水準

	a. 最低賃金法	b. 時間額(2017年)
日本	¥848(全国加重平均) ¥868(千葉)	¥1,977(普通作業員) ¥2,083(一般運転手) ¥2,338(特殊運転手) ¥2,529(型枠工) ¥2,827(鉄筋工)【H29 野田市】
米国	\$7.25(連邦) \$8.10(FL) \$12.50(DC)	\$9.89(普通作業員) \$11.93(トラック運転手) \$21.23(建機オペ(クレーン)) \$13.21(大工) \$16.24(鉄筋工) 【基準賃金, 道路, Leon 郡, FL】
英国	£7.50 (25歳以上)	£8.97(一般作業員) £9.67(4等級)~£11.36(1等級) £11.93(熟練技能工)【WRA】
仏国	€9.76	€1,478-1,485(1等級) €1,970-2,110(4等級) 【セーヌ・エ・マルヌ県の最低月給】
独国	€8.84	€11.30(G1)~€21.41(G6) 【連邦枠組協約, 西部ドイツ】

表 1 労働協約の特徴

米国	<ul style="list-style-type: none"> 産業別労働協約(CBA: Collective Bargaining Agreement): 地域のユニオン毎作成され、数多く存在する その他、発注機関が事業発注前に業界団体やユニオンと合意するプロジェクト別労働協定(PLA: Project Labor Agreement。但し、利用は限定的)がある。
英国	<ul style="list-style-type: none"> 作業規則協約(WRA: Working Rule Agreement): 全国レベルの労働協約が存在するが、建設技能労働者全体の13.5%しかカバーしていない。 また、歴史的にも労働協約は法的な拘束力を持たない(一個人の合意の扱い)。
仏国	<ul style="list-style-type: none"> 一部の代表的な労働組合のみが労働協約を策定/締結。 労働組合の加入率自体は低い、非組合員への拡張適用により労働協約のカバー率は9割以上とされる。 また、全国レベルの労働協約は国の法令サイトにも掲載されていることから、公的な意味合いが強いものと捉える事ができる。
独国	<ul style="list-style-type: none"> 労働協約のカバー率は6~7割とされ、労働協約自体が法的な拘束力を持つ。

c. 労働時間と休日

各国の労働関連法や労働協約では1週間あたりの労働時間上限を35~45時間と規定している。残業込みの労働時間上限を示している国もある。

建設技能労働者の労働時間は労働協約の中で規定

され、法的な要件と同等もしくは労働者側に有利な記載となるのが一般的である。ただし、英国、仏国では労働協約が法的要件よりも雇用主に有利な条件(調整期間の延長、日労働時間上限の拡大)で作成されることを認めている。

表 1 残業/休日出勤の割増に対する規則

	法規制	労働時間上限	残業	休日
日本	労基法、割増賃金令	週 40 時間、8 時間/日【法】	+25%(法定時間外)【法】	+35%【法】
米国	公正労働基準法 (FLSA)	週 40 時間、8 時間/日【法、協約】	+50%(週 40 時間超)【法】	+50%(土曜)、+100%(日曜)等【協約】 *法令上の規定なし
英国	1999 年雇用関係法、1998 年労働規則、	週 39 時間、8 時間/日【協約】	調整期間 12 ヶ月【協約】(調整時間の割増は不明)	+50%(土曜)、+100%(日曜)等【協約】 *法令上の規定なし
仏国	労働法典 (建設業向け特別規定有り)	週 35 時間、10 時間/日(残業込)【法】	+25%(+0~8 時間)、+50%(+8 時間以上)【法】	代償休息+報酬(週 5 日超)【協約】 *法令上の規定なし
独 国	労働協約法、労働時間法	週 40 時間、10 時間/日(残業込)【協約】	調整期間 12 ヶ月:割増無し(年間 150 時間まで)	+75%(日曜)【協約】 *法令上の規定なし

【法】各種法令による規定、【協約】労働協約による規定

(2) 米国の例

デービス・ベーコン法と基準賃金制度の実態把握を目的として、現地ヒアリング調査を実施した。

a. 制度の概要

デービス・ベーコン法(Davis- Bacon Act)では、連邦予算の介入する2,000ドル以上の公共工事については、基準賃金(prevaling wage)水準以上の賃金と各種社会保障給付(fringe benefit)を技能労働者に支払うことを請負業者に義務付けている。

基準賃金は、連邦労働省が各地域のユニオン等を対象とした調査を行い、対象工事(住宅、建築、道路、土木)、地域(CountyもしくはCity)、職種毎に標準とみなされる額を算定し告示している(表 4)。

表 4 基準賃金(時給)の一例

種類:道路(Highways)、カウンティ:Leon、掲載職種(単価)数:48種			
(一例)	基本給+付加給付	一般作業員	:\$ 9.89+0.00
大工	:\$13.21+0.00	配管工	:\$11.74+0.00
コンクリート仕上げ工	:\$11.12+0.00	建機オペ(ブル)	:\$15.36+0.00
電気工	:\$22.11+0.00	建機オペ(クレーン)	:\$21.23+0.00
フェンス工	:\$11.21+0.00	建機オペ(切削)	:\$13.29+1.92
鉄筋工	:\$16.24+0.00	トラック運転手	:\$10.00+1.93
交通誘導員	:\$10.25+0.00		

ここでの標準額とは「当該地域で約50%の建設労働者が受け取っている賃金」と定義される。

b. 賃金確保の仕組み

デービス・ベーコン法による技能労働者への賃金確保を担保する仕組みには、以下のようなものがある。

- 入札公示に添付する仕様書に最低賃金に関する条文を記載(40US Code(USC) 3142条(a))。
- 建設会社は現場のわかり易い場所に基準賃金表の掲示を行う。(3142条(c)(2))。
- 定められた基準賃金以上で、週1回以上労働者に対して支払うことを義務付け(3142条(c)(1))。
- 元請け会社は下請け分を含めて賃金支払い帳を毎週発注者に提出する(Code of Federal Regulations (CFR) 29, Part 5, Subpart A, Section 5.5 (a) (3)(ii)(A))。
- 規則が守られない場合、発注者は以下の処置を行うことができる。
 - ✓ 元請業者への支払いを留保し(3142条(c)(3))、労働者に対して直接支払う(3144条(a)(1))
 - ✓ 工事契約の解除(書面に拠る通告後改善がない場合)(3143条)
 - ✓ ブラックリストへの掲載(3年間)(3144条(b))

c. 制度に対する各利害関係者の見解

デービス・ベーコン法に対しては「公共事業の価

格高騰につながる」、「基準賃金の設定方法に問題（実態的にユニオンの提出するデータがベースとなる等）がある」等といった批判的な報道もあるが、公共事業に携わる関係者の間では必要な制度と認識されている。毎週の賃金支払い帳の提出（建設会社）、チェック（発注者）に対しては過大な負担との意見が想定されたが、現地ヒアリングでは不満の声は聞かれなかった（表5）。

(2) 米国の現場での/実態(週休二日の取得状況)

8時間/週5日勤務の他、天候に影響を受ける工事現場の性質から地域によっては10時間/週4日勤務をベースに現場を稼働させることも一般的となっている。

土日勤務に対しては労働協約で割増賃金(+50%、+100%等)が規定されることが多く、特別な理由がない

限り、元請け会社側の判断で現場を休工にすることが一般的である。一方で、割増賃金がモチベーションとなり、土日の勤務に前向きな技能労働者も多くいる。

社会的な要請を受けて発注者側で週休二日を勧めるような意識や取り組みは、確認されなかった。

表5 利害関係者からの意見

属性	現地調査で得られたコメント
発注機関	連邦労働省の実施する賃金調査の手法には改善(賃金支払い帳の活用)の余地がある
建設会社 (業界団体)	労務単価部分での競争を抑えることができる、職種に応じた適正な賃金の設定として役立つ
労働者 (ユニオン)	DB法により労務費の適正な水準が維持されている。これにより労働争議も抑えられ、トータルでコスト削減に貢献

表6 建設業の労働時間と週休二日の取得状況(日米比較)

	日本	米国
平均労働時間	171.3時間/週<厚労省.2016>	158.6時間/週<連邦統計局.2017>
建設現場の週休二日取得	・約65%が4週4休以下 ・4週8休の取得は6%	・週休2日が一般的 ・週休3日も珍しくない
その他	・国交省発注工事では4週8休を推進(通達、ガイドライン等の発行を通じて周知) ・通常、土曜の割増賃金はない	・発注者側で現場の休日取得に対して指示/指導は行わない(騒音対策や交通管理上の問題等を除く) ・労働協約により休日勤務には+50%、+100%等の割増賃金が発生。

3. 最後に

平成30年3月に国土交通省が発表した「建設業働き方改革加速化プログラム(H30.3)」では、「週休2日制の導入後押し」、「技能/経験にふさわしい処遇の実現」等が掲げられている。

筆者はゼネコンでの現場管理職での経験上、技能労働者のかなりの割合が土曜日の勤務を希望していると理解している。これは米国での現地ヒアリングでも聴取されたとおり、労働時間(日数)が賃金に直結するためである。仮に現在の仕組みで公共工事に週休2日が導入されても、多くの労働者がその休日には民間の現場に応援に駆けつけることが想定される。そのため、健全な週休2日の導入を進めるためには、まず「技能/経験にふさわしい処遇の実現」が優先であり、業界側との連携した取り組みが重要だと考える。

また、海外では賃金が業界横断的な労働協約によって固定されているため、企業は利益を上げるため生産性向上に努める方向へ向かうのに対し、日本では労働者の賃金にしわ寄せがいきやすいように感じられる。

欧米の「ユニオン」、「労働協約」、「基準賃金制度(米のみ)」等は、いずれも技能労働者の処遇改善に大きく貢献している仕組みと言えるが、根本的に我が国の仕組みと異なるものであり、そのまま制度移転ができるものではない。今後も海外における更なる実態把握を通じて参考となる点を抽出し、我が国の制度構築に活かしていく必要がある。

本稿は国土交通省 国土技術政策総合研究所 社会資本システム研究室が発注し弊会が受注した「平成29年度 建設コスト及び労働条件に関する米国等との国際比較調査業務」の結果の一部を取りまとめたものである